

## 放射性同位元素又は放射性汚染物の廃棄業許可申請書

正本には、所定の金額  
の収入印紙を貼り、  
消印をしないこと。

年 月 日

原子力規制委員会 殿

氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

印

放射性同位元素等の規制に関する法律第4条の2第1項の規定により放射性同位元素又は放射性汚染物の廃棄業の許可を申請します。

氏名又は名称		
法人にあつては、その代表者の氏名		
住所	郵便番号（ 都道府県	電話番号（ ）
廃棄事業所	名称	
	所在地	郵便番号（ 都道府県 電話番号（ ）
事務上の連絡先	名称	
	所在地	郵便番号（ 都道府県 電話番号（ ）
	連絡員の氏名（注2）	所属部課名（ ） 電話番号（ ） FAX番号（ ） メールアドレス（ ）
廃棄の内容（注3）	<input type="checkbox"/> 廃棄物埋設以外 <input type="checkbox"/> 廃棄物埋設	

別記様式第7中別紙様式イ

廃棄物埋設以外												
廃棄の方法	廃棄物の区分(注4)											
	廃棄物の収集の方法											
	廃棄物の処理の方法											
	最終的な廃棄の方法											
廃棄物の位置	位	地崩れのおそれ										
		浸水のおそれ										
		周囲の状況										
廃棄物の形態	建築物 居室 その他( )											
	構造の耐火性		耐火構造			不燃材料で造られたもの			その他( )			
主要構造部等(注5)	材	建築物	区分		壁	柱	床	はり	屋根	階段		
			名称									
	料	居室	区分		壁	柱	床	天井	階段			
			名称									
の位置	遮蔽壁物その他の	施設内の常時立ち入る場所に対する遮蔽(注6)										
		廃棄事業所の境界及び廃棄事業所内の居住区域に対する遮蔽(注7)										
作	構	突起物及びくぼみの状況										
		仕上材の目地等の状況(注8)										
業室	表面材料等(注9)	区分		表面材料					床面積	室の容積		
		室名		床	腰壁	壁	天井	流し			その他	
										m <sup>2</sup>	m <sup>3</sup>	
										m <sup>2</sup>	m <sup>3</sup>	
								m <sup>2</sup>	m <sup>3</sup>			

造	フード、グローブボックス等の 個数及び排気設備との連結状況									
	標 識 を 付 け る 箇 所									
及	場 所 (注10)									
	汚	構 造	突起物及びくぼみの状況							
造		仕上材の目地等の状況 (注11)								
染	表 面 材 料 (注12)	区 分	床	腰 壁	壁	天 井	流 し	その他		
		室 名								
備	検 査	洗 浄 設 備								
	査	更 衣 設 備								
室	汚 染 検 査 用 の 放 射 線 測 定 器 の 種 類 及 び 台 数									
	汚 染 の 除 去 に 必 要 な 器 材									
	洗 浄 設 備 の 排 水 管 と 排 水 設 備 と の 連 結 状 況									
	標 識 を 付 け る 箇 所									
	出 入 口	人 が 通 常 出 入 り す る 出 入 口 箇 所    そ の 他 の 出 入 口 箇 所 (用 途 )								
管 理 区 域	境 界 に 設 け る 柵 そ の 他 の 施 設									
	標 識 を 付 け る 箇 所									
廃 棄 物 貯 蔵 施 設 の 位 置、	位 置	地 崩 れ の お そ れ								
		浸 水 の お そ れ								
		周 囲 の 状 況								
貯 蔵 室 又 は 貯 蔵 箱	貯 蔵 室 の 構 造 の 耐 火 性 (注13)									
	貯 蔵 室 の 材 料	区 分	壁	柱	床	は り	天 井	階 段	扉	窓
		室 名								
	貯 蔵 箱 の 設 置 位 置、 個 数、 構 造 及 び 材 料 (注14)									
標 識 を 付 け る 箇 所										

構造、設備及び貯蔵能力	遮蔽壁物その他の	施設内の常時立ち入る場所に対する遮蔽 (注15)							
		廃棄事業所の境界及び廃棄事業所内の居住区域に対する遮蔽 (注16)							
	貯蔵容器 (注17)	種類及び個数							
		内容物の物理的性状							
		構造及び材料(注18)							
		受皿、吸収材等							
		標識を付ける箇所							
	出入口	人が通常出入りする出入口 箇所	その他の出入口 箇所(用途 )						
	閉鎖のための設備又は器具								
	管理区域	境界に設ける柵その他の施設							
標識を付ける箇所									
貯蔵能力(注19)									
廃棄	位置	地崩れのおそれ							
		浸水のおそれ							
		周囲の状況							
	主要構造部等	構造の耐火性	耐火構造	不燃材料で造られたもの			その他( )		
		材料	区分	壁	柱	床	はり	屋根	階段
			名称						
	遮蔽壁物その他の	施設内の常時立ち入る場所に対する遮蔽 (注20)							
		廃棄事業所の境界及び廃棄事業所内の居住区域に対する遮蔽 (注21)							
	設備	排風機 (注22)	種類及び台数						
位置									
性能(注23)									

の 位 置、 構 造 及	排 気 設 備	排 気 浄 化 装 置 (注24)	種 類 及 び 台 数					
			位 置					
			性 能					
			標 識 を 付 け る 箇 所					
	排 気 管	排 気 口	構 造(注25)					
			材 料 及 び 塗 装					
			標 識 を 付 け る 箇 所					
	排 気 口	排 気 口 の 高 さ						
		隣接する建物との関係						
		標 識 を 付 け る 箇 所						
	汚染空気の広がり防止装置 (注26)							
	作業室、廃棄作業室及び焼却炉との連結状況							
	作業室及び廃棄作業室に対する換気能力 (注27)							
	排 水 設 備	排 水 管	材 料					
継 ぎ 目 の 構 造								
標 識 を 付 け る 箇 所								
排 水 浄 化 槽 (注28)		種 類 及 び 個 数						
		位 置						
		容 量						
		構 造 及 び 材 料(注29)						
		排 液 流 出 調 節 装 置						
		標 識 を 付 け る 箇 所						
排 液 処 理 装 置 (注30)		種 類 及 び 台 数						
		位 置						
		構 造 及 び 材 料						
		性 能						
	標 識 を 付 け る 箇 所							
廃 造	構	突起物及びくぼみの状況						
	造	仕上材の目地等の状況 (注31)						

設 備 汚 染 検 査 室

業 作 業 室	表 面 材 料 等 (注32)	区 分		表 面 材 料					床面積	室の容積
		室 名		床	腰 壁	壁	天 井	流 し		
									m <sup>2</sup>	m <sup>3</sup>
	フード等の個数及び排気設備との連結状況									
	標 識 を 付 け る 箇 所									
汚 染 検 査 室	場 所 (注33)									
	構 造	突起物及びくぼみの状況								
		仕上材の目地等の状況 (注34)								
表 面 材 料 (注35)	区 分		床	腰 壁	壁	天 井	流 し	その他		
	室 名									
洗 浄 設 備	洗 浄 設 備									
	更 衣 設 備									
	汚 染 検 査 用 の 放 射 線 測 定 器 の 種 類 及 び 台 数									
	汚 染 の 除 去 に 必 要 な 器 材									
	洗 浄 設 備 の 排 水 管 と 排 水 設 備 と の 連 結 状 況									
	標 識 を 付 け る 箇 所									
焼 却 炉	焼 却 物 の 種 類(注36)									
	焼 却 の 方 法(注37)									
	熱 源 及 び 炉 室 容 積									
	構 造 及 び 材 料									
	焼 却 残 渣 搬 出 口 の 位 置									
	排 気 設 備 と の 連 結 状 況									
固 型 化 处 理 設 備	種 類 及 び 台 数									
	位 置									
	構 造 及 び 材 料									
	性 能									

保 管 廃 棄 設 備	構 造 及 び 材 料						
	外 部 と の 区 画 状 況						
	閉鎖のための設備又は器具						
	標 識 を 付 け る 箇 所						
	保 管 廃 棄 容 器  (注38)	種 類 及 び 個 数					
		内 容 物 の 物 理 的 性 状					
		構 造 及 び 材 料(注39)					
		受 皿 、 吸 収 材 等					
		標 識 を 付 け る 箇 所					
	出 入 口		人が通常出入りする出入口 箇所 その他の出入口 箇所(用途 )				
管 理 区 域	境界に設ける柵その他の施設						
	標 識 を 付 け る 箇 所						

別記様式第7中別紙様式口

廃棄物埋設			
廃棄物の方法	廃棄物埋設の方法(注40)		
埋設廃棄物の性状及び量	性状(注41)		
	埋設する埋設廃棄物の量(注42)		
	核種		
	最大放射能濃度(注43)		
	核種の数量(注44)		
放射能の減衰に め放射線障害の防止 に講ずる措置 に応じて	措置の内容(注45)		
	措置の変更又は廃止の予定時期(注46)		
廃棄施設(廃棄物埋設地)の位置、 構造及び設備	廃棄物埋設地の概要(注47)		
	位置	地崩れのおそれ	
		浸水のおそれ	
		周囲の状況	
	遮蔽壁物 その他の	廃棄物埋設地内の常時立ち入る場所に対する遮蔽(注48)	
		廃棄事業所の境界及び廃棄事業所内の居住区域に対する遮蔽(注49)	
	外設 周仕 切備	構造耐力	
		腐食防止措置	
	管理区域	境界に設ける柵その他の施設	
		標識を付ける箇所	



- 注 1 「整理番号」 この欄には、記載しないこと。
- 2 「連絡員の氏名」 FAX番号及びメールアドレスについては、可能な範囲で記載すること。
- 3 「廃棄の内容」 該当するものを丸で囲み、別紙として別記様式第7中別紙様式イ又はロのうちのそれぞれ該当するものを添えること。
- 4 「廃棄物の区分」 動物死体、固体可燃物、固体不燃物及び液体の区分を記載すること。
- 5 「主要構造部等」 建築物又は居室に類似するものについては建築物又は居室の欄に記載すること。
- 6 「施設内の常時立ち入る場所に対する遮蔽」 遮蔽物のある場合には、その構造及び材料並びに放射線源から常時立ち入る場所までの距離につき、また、遮蔽物のない場合には、放射線源から常時立ち入る場所までの距離につき、それぞれ記載し、それにより第14条の8において準用する第14条の7第1項第3号イに規定する線量限度以下とする能力のあることを明記すること。
- 7 「廃棄事業所の境界及び廃棄事業所内の居住区域に対する遮蔽」 注6の例により記載すること。
- 8 「仕上材の目地等の状況」 仕上材の目地等の隙間の有無及びその処理の状況を記載すること。
- 9 「表面材料等」 汚染されるおそれのある作業台、棚等はその他の欄に記載すること。
- 10 「場所」 人が通常出入りする使用施設の出入口との関連について記載すること。
- 11 「仕上材の目地等の状況」 注8の例により記載すること。
- 12 「表面材料」 汚染されるおそれのある作業台、棚等はその他の欄に記載すること。
- 13 「貯蔵室の構造の耐火性」 開口部（給排気口を含む。）の状況についても記載すること。
- 14 「貯蔵箱の設置位置、個数、構造及び材料」 貯蔵箱の設置位置については、貯蔵箱が設置されている室の名称等を記載すること。
- 15 「施設内の常時立ち入る場所に対する遮蔽」 注6の例により記載すること。
- 16 「廃棄事業所の境界及び廃棄事業所内の居住区域に対する遮蔽」 注6の例により記載すること。
- 17 「貯蔵容器」 種類ごとに記載すること。
- 18 「構造及び材料」 密封された放射性同位元素等を貯蔵する場合であつて、貯蔵室又は貯蔵箱を有しない場合には、構造の耐火性についても記載すること。
- 19 「貯蔵能力」 核種ごとに記載すること。
- 20 「施設内の常時立ち入る場所に対する遮蔽」 注6の例により記載すること。
- 21 「廃棄事業所の境界及び廃棄事業所内の居住区域に対する遮蔽」 注6の例により記載すること。
- 22 「排風機」 注17の例により記載すること。
- 23 「性能」 排気能力( $m^3$ /分)を記載すること。
- 24 「排気浄化装置」 注17の例により記載すること。
- 25 「構造」 気密性について記載すること。
- 26 「汚染空気の広がりの防止装置」 ダンパーの有無等を記載すること。
- 27 「作業室及び廃棄作業室に対する換気能力」 1時間当たりの換気回数について各室ごとに記載すること。
- 28 「排水浄化槽」 注17の例により記載すること。
- 29 「構造及び材料」 水密性及び耐食性、排液の採取又は排液の濃度測定の可否、蓋又は開口部の周囲の柵等について記載すること。
- 30 「排液処理装置」 注17の例により記載すること。
- 31 「仕上材の目地等の状況」 注8の例により記載すること。
- 32 「表面材料等」 汚染されるおそれのある作業台、棚等はその他の欄に記載すること。
- 33 「場所」 人が通常出入りする廃棄施設の出入口との関連について記載すること。
- 34 「仕上材の目地等の状況」 注8の例により記載すること。
- 35 「表面材料」 汚染されるおそれのある作業台、棚等はその他の欄に記載すること。
- 36 「焼却物の種類」 焼却物に含まれる核種を記載すること。
- 37 「焼却の方法」 焼却温度、蒸し焼きにするか否か等を記載すること。
- 38 「保管廃棄容器」 注17の例により記載すること。
- 39 「構造及び材料」 構造の耐火性についても記載すること。
- 40 「廃棄物埋設の方法」 廃棄物埋設地への廃棄物の定置の方法、土砂等の充填法、覆いまでの具体的な廃棄物埋設の方法について記載すること。
- 41 「性状」 埋設する廃棄物の種類（金属、コンクリート、熔融物、液体廃棄物の固化物等の区分）廃棄物の種類ごとの容器への固化の有無、容器の強度及び密閉性等を記載するとともに、各廃棄物が第14条の12第1号の基準に適合することについてその措置の内容等について記載すること。
- 42 「埋設する埋設廃棄物の量」 埋設する廃棄物の総量及び「性状」に示した廃棄物の種類ごとの数量を記載すること。数量の単位としては、容器に固化したものにあつては $m^3$ （及び200Lドラム缶換算本数）を、容器に固化していないものにあつてはトンを用いること。
- 43 「最大放射能濃度」 埋設する廃棄物に含まれる放射性同位元素ごとの最大放射能濃度を記載し、濃度の単位としては、ベ

クレル毎トンを用いること。

- 44 「核種の数量」 埋設する廃棄物に含まれる放射性同位元素ごとの総放射エネルギーを記載し、放射エネルギーの単位としては、ベクレルを用いること。
- 45 「措置の内容」 第19条第1項第17号八に規定する措置、その他放射能の減衰に応じて放射線障害の防止のために講ずる措置の内容を記載すること。また、当該措置を講ずるために施設、設備等を設ける場合には、その設備の概要について記載すること。
- 46 「措置の変更又は廃止の予定時期」 措置の変更又は廃止について、それぞれその時期を記載すること。
- 47 「廃棄物埋設地の概要」 廃棄物埋設地の種類（外周仕切設備を設置する方法により埋設を行う場合、外周仕切設備を設置しない方法により埋設を行う場合、又はその他の場合） 廃棄物埋設地の寸法について記載すること。また、外周仕切設備を設置する方法により埋設を行う場合にあつては、外周仕切設備の寸法、設置基数等を記載すること。
- 48 「埋設地内の常時立ち入る場所に対する遮蔽」 注6の例により記載すること。
- 49 「廃棄事業所の境界及び廃棄事業所内の居住区域に対する遮蔽」 注6の例により記載すること。

備考1 この用紙は、日本産業規格A4のつづり式とすること。

- 2 この申請書の提出部数は、正本1通及び副本3通とすること。ただし、原子力規制委員会の定める工場又は事業所にあつては、正本1通及び副本4通とすること。
- 3 この申請書の正本1通には、第7条第2項において準用する第2条第2項に規定する書類（廃棄物埋設を行おうとする者にあつては、第7条第2項において準用する第2条第2項に規定する書類及び第7条第3項に規定する書類）を、それらの書類の一覧表と共に添えること。
- 4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。